

# トルコにおける異議申立および 使用証明



フルカン・オズデミール  
管理部長 弁理士

DESTEK PATENT Inc.

フルカン・オズデミール氏は、トルコ特許商標庁（TURKPATENT）登録商標・特許弁理士として、2008年に DESTEK PATENT INC.に入社し、海外商標スペシャリスト、シニアコンサルタント、顧客担当部門長を歴任。その後、管理部門の責任者に任命され、現在に至る。海外知財事務所との調達、取引関係、コスト管理も担当。知的財産分野の国際的・国内的団体に多数参加。また、多くの公的・私的な場、特に輸出協会や商工会議所において、国内外のブランディングや効果的な商標保護に関する研修、セミナー、プレゼンテーションを行っている。

## はじめに

商標は、消費者が特定の製品やサービス群を選択するのに役立つだけでなく、その嗜好によって消費者が安心感を得るきっかけにもなっている。特定のブランドに対する消費者の忠誠心（選好）は、彼らが選択する製品のリスクを最小限に抑え、製品の購入に費やす時間とエネルギーを軽減することができる。このように、商標は、消費者が好む製品やサービス、そしてそれらを提供する企業に対する信頼と忠誠心を醸成する上で重要な役割を担っている。

トルコでは、2020年に170,590件、2021年に191,779件の商標出願が行われている。この数字を見ると、2020年と比較して13%も商標出願が増加していることが分かる。2021年のトルコ国外（海外）からの出願のうち、10,291件はマドリッドプロトコルを利用して出願され、4,995件は他国から国内へ直接出願されたものである。2021年のトルコへの出願件数が多い1～3位は、順に米国、中国、ドイツ（日本は9位で出願件数は423件）であった。トルコは欧州で、2011年以降、各年度の商標出願件数が最も多い国である。

トルコでは、年を追うごとに商標出願数が増加しているため、類似商標によって生じる法的紛争が増加している。このことを考慮すると、トルコで使用される類似

商標に遭遇する確率はかなり高いように思われる。このため、商標の保護に投資することが必要であり、優先的に検討する必要がある。

企業は、競合他社との差別化、商標と製品の品質との関係の構築、評判や消費者のロイヤリティの構築のために、商標に依存している。この信頼の確立は、商標の保護によってのみ達成することができるものである。他人による類似または模倣の商標によって消費者に提供される信頼が失われることを防ぐことは、商標の完全な保護によってのみ達成することができる。長年にわたる商標への投資によって得られた価値と消費者の信頼を、類似商標や模倣商標によって失うことは、企業の事業継続に大きな影響を及ぼすことになる。

本稿では、トルコ特許商標庁に対して行うことができる、類似商標や模倣商標に対抗する法的手続きを中心に紹介する。

## 1. トルコにおける公開商標に対する一般的な異議申立の理由

トルコでは、商標公報が月2回発行されている。トルコ国内外からトルコ特許商標庁に提出された商標出願は、知的財産法第5条に基づき審査され、この予備審査の結果、拒絶されなかった商標は商標公報に掲載される。第三者は、公開された商標に対して、公開日から2月以内に異議を申し立てることができる。異議申立には様々な理由があり、知的財産法第6条に規定されているが、最も頻繁に使用されるものを挙げるのが適切である。

## 2. 類似性

知的財産法第6条第1項に基づく正当な理由によって、公報に掲載された商標が、既に登録・出願されている商標と類似すると考えられる場合、異議申立の対象となる。重要なのは、登録商標や出願商標を正当な理由として主張することができるという点であり、正当な理由として主張された商標と異議申立商標との類似性、およびそれによる混同の可能性を明らかにする必要がある。

商標間の類似性および混同の可能性を検討する際には、以下の要素が考慮される。

- 類似の度合い
- 商品・サービスの範囲内における類似の度合い
- 先行商標の識別力の程度
- 商品・役務に対する一般消費者の認識・注目の度合い

(2021 商標審査ガイド (MARKA İNCELEME KILAVUZU) 参照)

視覚的、聴覚的、観念的に類似していることを説明した上で、対象商標の商品および役務が同一または類似であることを明らかにする必要がある。つまり、知的財産法第6条第1項の範囲内で行われた異議申立が当方に有利な結論となるかどうかは、「商標の類似」と「商品・役務の類似」の2つの条件にかかっているのである。しかし、この2つの条件は、商標が混同の可能性を含んでいることを前提に提議されるべきものである。

トルコ特許商標庁が類似性を評価する際に考慮する事項には、以下のようなものがある。

- 商標の冒頭部分の類似；消費者の関心は、文字標章における文言の冒頭部分に特に集中すると考えられている。
- 文字標章と一文字または数字からなる商標の長さ；言葉の文字数が少なくなればなるほど、一般消費者がその言葉遣いを全体的に認識する可能性が高くなる。このため、短い言葉のわずかな違いでも、全体の印象が異なって感じられることがある。同じメカニズムで、文字数の多い語句の違いを検出する確率は、文字数が多いほど低くなる。
- 商標の記述的要素；商標間の類似性を検討する際に、商標の記述的要素のうち、特徴的でないもの、誰もが使用できるものは背景として残して評価を行うことになる。
- 文字と形状の組合せからなる商標；商標に非類似の形状要素が含まれているが、特徴的な文字要素が類似している場合、文字が消費者の心に優先する要素であるため、商標の文字要素を考慮して類似性テストを実施する。

- 基礎となる商標または商号を指針（由来）とする副次的商標；当該商標における同一または類似の副次的表現要素が他の商標に含まれる場合、基礎となる商標（または商号の指針（由来）となる要素）を背景にして、商標の類否評価において審査が行われることになる。
- 複数の文言からなる商標に共通する文言要素がある場合；この場合、商標の質、類似性、全体の印象の違い、先行商標の識別力の高さや評判などを考慮して判断される。識別力の弱い商標を理由とする異議申立は、先行商標の識別力が高ければ、保護される範囲が広がる。この前提は、混同確率論の基礎の一つであり、欧州連合司法裁判所の多くの判決で述べられている。

### 3. 先使用权について

知的財産法第6条第3項により、未登録商標の所有者や取引で使用する標識の所有者は、後続の商標出願に対して異議を唱える権利が認められている。実務的には、「先使用から生じる異議申立権」と表現される本条規定に基づく異議申立の審査は、以下に示す原則の枠内で行われる。

- 取引中の使用条件；類似性が主張される正当な理由は、商標または標識が取引地域で使用されることである。ここでいう取引地域は、トルコの国境内であることが望ましい。未登録の商標が取引分野で使用されていることは議論の余地がない（異議理由となる。）。また、商号や屋号などの要素が商圈内で積極的に使用され、混同を引き起こすことが証明されれば、このような問題もこの規定の範囲内で保護されることになる。
- 異議申立商標との類似性要件；異議申立理由として示された未登録商標と審査対象の商標出願が同一または高度に類似していることが考慮される。商標間の類似性が十分でない場合、商標または標識の前使用の知的財産法第6条第3項により、異議申立事由は重要視されない。
- 商品・役務の類似；取引に使用されている標識に基づく異議申立は、その標識の使用が同一、同種または類似と証明された商品・役務について認められる。未登録標識の使用分野でない商品・サービスについての出願は、この規定の範囲内で拒絶されることはない。

- 異議申立商標の出願日前の権利取得；異議申立の根拠として示された商標に関する権利は、異議申立商標の登録出願日または本願の優先日前に生じている必要がある。したがって、未登録の標識に権利が発生し、保護されるためには、その標識に経済的価値を与え、使用によって法的に保護される必要がある。

原告は、その主張を証明するために様々な証拠を提出することができる。各種カタログ、請求書、源泉徴収票、売買契約書、展示会出展書類・写真、新聞・雑誌の切り抜き、各種広告媒体（パンフレット、カレンダー、広告、テレビ広告等）での使用に関する書類、商品登記簿、商務通信等、商標を商品またはその包装に使用し、または役務の提供中に使用したことを示すものを使用証明として提出することができる。審査段階での証拠には、さまざまな証拠に証明力を持たせることができる。歴史的な情報を含む公式な証拠（請求書、フェア参加文書など）はより強力とみなされ、請求者が内容を決定できる証拠（カタログ、カレンダーなど）は、使用の主張を証明する点で不十分とみなされる場合がある。

#### 4. 悪意（故意、不誠実）

トルコにおける類似商標の公開に対する異議申立の理由は、悪意による商標もあり、この請求権は知的財産法第6条第9項に規定されている。しかし、悪意による商標の拒絶は、この規定による異議申立の対象となる。つまり、この判断はトルコ特許商標庁が職権で行うことはできず、関係者の異議申立により主張が立証された場合にのみ行われる。

商標の登録出願の権利は法律で認められている。この出願の権利は、特に証明されない限り、悪意があるとみなされることはない。つまり、類似の商標を出願しても、悪意があるとはみなされず、拒絶査定を受けることはない。仮拒絶査定（拒絶決定の予告）が出るのは、この権利の行使が他人の一次的権利を侵害することを証明した場合に限られる。悪意を理由に単なる類似を回避しても、何の意味もない。出願商標が他人の商標または取引過程を害し、出願人がこの権利を行使する目的が



不当な利益を提供することであることが証明された場合、出願は不誠実であると判断される可能性がある。

トルコでは、特に外国企業に属する著名な商標について、多数の出願が可能である。また、トルコでまだ周知でない外国商標であっても、トルコで周知となる可能性もあり、また、世界的に取引が定着していること等によって、トルコですぐに周知となる可能性もある。また、そのような商標の出願もあり得る。このような商標は、トルコで登録や集中的な使用がなくても、悪意を理由として異議申立がなされ、その公表に対して肯定的な結果が得られる可能性がある。

また、過去に行った異議申立を検討すると、当該商標のブランド価値が高い場合、つまり、オリジナルな要素を含む場合、あるいは、当該商標のロゴとともに同一または配置形態を模倣して出願された場合には、悪意が認められると結論づけている。偶然にアレンジすることができない商標を普通にアレンジして出願する場合、悪意が認められるかどうかは、頻繁に遭遇する判断である。

## おわりに

トルコ知的財産法（番号 6769）によれば、商標は登録・未登録にかかわらず保護される。商標権者による商標の法的保護の権利は、知的財産法第 6 条に規定されている。公式商標公報に掲載された商標に対して、掲載日から 2 月以内に、商標出願の拒絶理由に基づいて異議申立を行うことができる。

他人によって出願された同一または類似の商標については、真の商標権者が訴訟を起こし、登録を取り消すことができる権限を持っている。しかし、訴訟手続は、公告異議申立に比べ、かなり費用がかかり、時間もかかり、大変な作業となる。このため、商標とその価値を守るための最も現実的でコストのかからない方法は、公告された商標に対する異議申立権を利用することである。

【ソース】

- ・トルコ知的財産法

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

- ・2021 商標審査ガイド (MARKA İNCELEME KILAVUZU)

下記ページの「Dosya Galerisi」からダウンロードしてください。

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/marka-inceleme-kilavuzu-guncellendi-18082021>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)